

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」
平成27年度第1回会議の概要

1 日 時 平成27年11月4日（水）10：45～15：35

2 場 所 伊都振興局 2階 中会議室

3 審議内容

平成27年度強い農業づくり交付金等の執行状況について

『強い農業づくり交付金』（果樹園芸課）

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』（果樹園芸課）

4 出席者及び提出資料

別添のとおり

5 審議の概要

資料に基づき担当者から説明を行い、第三者の視点から疑問点や改善点について意見を求めた。

→ 委員から特に異議はなかった。

（各種事業に対する委員からの意見）

○寺内委員

本年度の強い農業づくり交付金で整備予定のレタス栽培施設について、実需者の6社は県内、県外どちらか？また、コンソーシアムのメンバーとして、この6社は決定しているのか？

☆果樹園芸課

→ 県外です。コンソーシアムのメンバーとして決まっています。実需者や売り先についても、申請する際に決めています。コンソーシアムについて、具体的には、施設を販売するプラントメーカーと食品卸や外食事業者で組織されています。

○寺内委員

レタス栽培施設について、何年くらいで金額的に安定して売れるようになるか？

☆果樹園芸課

→ 複数年の販売契約となるが、単価については、将来の見直しも含めて現在協議をしているところです。

○寺内委員

農山漁村活性化プロジェクトを活用して整備したかつらぎ町の直売所ではどういった商品が売れているのか？

☆果樹園芸課

→柿、みかん、柿酢などが売れています。今は、柿がよく売れています。

○山下委員

ハード事業に関して、施設整備した後、県費で経営状況に関するフォローアップを行い、事業が継続するような取組が必要と考えるが、果樹園芸課の考えはどうか？

☆果樹園芸課

→各振興局へ事業目標の達成状況報告を出してもらっており、課題等についても適宜相談に乗るなどの対応を行っています。予算に関しては難しい部分もありますが、指導体制の整備など対応できるところはしっかりと対応することが重要と考えます。

○西畑委員

かつらぎ町四郷の交流施設整備に関して、鍋谷峠のトンネルが開通しないと、施設の活用は少ないと考えられる。工事について、大阪府への働きを行っているのか？

☆果樹園芸課

→県土整備部より、近畿地方整備局及び大阪府に働きかけをしています。

○大浦委員

かつらぎ町の交流施設は誰が経営しているのか？また、どのように地域を巻き込む仕組みとなっているのか？

☆果樹園芸課

→指定管理者制度により、「まちづくりかつらぎ」に管理してもらっています。また、経営状況報告や収支計画等も提出してもらい、県や町が適切に指導を行うこととなっています。地域の色々な生産者とも話し合いを行い、施設運営を行っているところです。

○大浦委員

「まちづくりかつらぎ」はどこが母体か？

☆果樹園芸課

→商工会です。

○大浦委員

「まちづくりかつらぎ」は国庫補助事業のために組織された団体か？

☆果樹園芸課

→そのとおりです。

6 現地調査

①合同会社かつらぎ町あんぽ柿加工組合 あんぽ柿加工施設

橋本市高野口町上中 48

かつらぎ町妙寺 1846-1

②かつらぎ町 京奈和自動車道かつらぎ西PA（上り）直売所・飲食施設

かつらぎ町笠田東 1271-28

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」 平成27年度第1回会議の開催状況

1. 伊都振興局における標記会議の開催

第三者部会の開催



本年度事業の執行状況を説明



2. 現地調査①

橋本市・かつらぎ町 合同会社かつらぎ町あんぽ柿加工組合 あんぽ柿加工施設
(平成24年度 強い農業づくり交付金)



3. 現地調査②

かつらぎ町 京奈和自動車道かつらぎ西PA(上り)直売所・飲食施設
(平成25～27年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)



平成27年度第1回「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」

日時 平成27年11月4日（水）10時45分～

場所 伊都振興局 2階 中会議室

会 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 部会長選出

4 審議事項

- (1) 平成27年度強い農業づくり交付金等の執行状況について
『強い農業づくり交付金』（果樹園芸課）
『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』（果樹園芸課）

(2) その他

5 現地調査

- (1) 合同会社かつらぎ町あんぽ柿加工組合 あんぽ柿加工施設
橋本市高野口町上中48
かつらぎ町妙寺1846-1
- (2) かつらぎ町 京奈和自動車道かつらぎ西PA（上り）直売所・飲食施設
かつらぎ町笠田東1271-28

「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」出席者名簿

日時：平成27年11月4日 10:45～

	所 属	役 職	氏 名	会議	現地
1	委 員	和歌山大学名誉教授	橋本 卓爾	○	○
2	委 員	和歌山大学教授	大浦 由美	○	○
3	委 員	時事通信社和歌山支局長	寺内 豊磨	○	○
4	委 員	県くらしの研究会副会長	西畑 育子	○	○
5	委 員	近畿大学生物理工学部	山下 輝修	○	○
	所 属	役 職	氏 名	会議	現地
6	合同会社かつらぎ町あんぼ柿加工組合		的場 あづさ	—	○
7	紀北川上農業協同組合	営農課長	中谷 嘉宏	—	○
8	かつらぎ町産業観光課	課 長	前岡 真也	—	○
9	”	振興係長	東岡 伊織	—	○
10	果樹園芸課	課 長	角谷 博史	○	○
11	伊都振興局 農業振興課	課 長	森口 和久	—	○
12	”	主 任	中尾 進哉	○	○
13	果樹園芸課(事務局)	課長補佐兼産地振興班長	立石 修	○	○
14	”	主任	仲 真永	○	—
15	”	副主査	宮崎 崇之	○	○
16	”	副主査	藤原 豪	○	○

平成27年度第1回「農業及び農山村の振興に係る第三者部会」

座 席 表

○	○	○	○	○
山下委員	大浦委員	橋本委員	寺内委員	西畑委員

○	○	○	○	○
宮崎副主査	仲主任	角谷課長	藤原副主査	司会 立石班長

○	○	○
		中尾主任

○

農業及び農山村の振興に係る第3者部会 日程【参考】

開催日：平成27年11月4日（水） 10：45～15：35

日 程	場 所	内 容
9:30	J R 和歌山駅 東口 出発	公用車にて移動
	移 動（公用車）60分	
10:45～11:45 (60分)	「第3者部会の開催」 伊都振興局 2階 中会議室	協議事項等 ① H27 事業の執行状況 ②その他
12:10～13:10	昼食・休憩	そば処幸村庵
13:10～13:25	移 動（公用車）15分	
13:25～14:35 (70分) ※移動時間10分	「現地調査1」 ・合同会社かつらぎ町あんぼ柿加工組 合 あんぼ柿加工施設（加工） あんぼ柿加工施設（パッケージ）	現地調査1 強い農業づくり交付金（H24）
14:35～14:55	移 動（公用車）20分	
14:55～15:35 (40分)	「現地調査2」 ・かつらぎ町 京奈和自動車道かつらぎ西PA（上 り）直売所・飲食施設	現地調査2 農山漁村活性化プロジェクト支援交付 金（H25～H27）
15:35	閉会	
15:35～16:35	移 動（公用車）60分	
16:35頃	J R 和歌山駅 到着・解散	乗車場所で解散

※都合により時間が前後する可能性があります。

農業施設整備関連予算の概要

国における農業施設整備関連予算の変遷と概要(H26～H28)

H27.11

NO	事業名	概要	補助率等	補助形態	平成26年度 当初予算 (億円)	平成27年度 当初予算 (億円)	平成28年度 概算要求額 (億円)
①	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	地域活性化や定住促進を図るため、都市と農山漁村の交流施設等の整備を支援します。 ※上限事業費:10億円	県計画・共同計画・市町村単独計画全て対象 1/2以内または3/10以内	間接補助事業 (国→県→市町村→事業実施主体)	65	62	63
②	強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化・食品流通の合理化)	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウス、畜舎、農産物処理加工施設などの共同利用施設の整備を支援します。	1/2以内		234	231	345
③		(融資主体補助型) 融資を受けて農業用機械施設を導入する場合の自己資金部分について補助します。	3/10以内かつ300万円まで				
④	経営体育成支援事業	(被災農業者向け) 経営局長が定める重大な気象災害により甚大な被害が発生した際に、ハウスの再建や附帯施設の修繕に係る経費を補助します。	3/10以内	間接補助事業 [国→県→市町村(事業実施主体)→助成対象者]	45	32	40
⑤		(条件不利地域補助型) 経営規模の零細な地域で、規模拡大や複合化を図るために必要となる共同利用機械等の整備を支援します。 ※補助上限額:4,000万円	条件不利地域であること 1/2以内 機械は1/3以内				

平成27年度

強い農業づくり交付金等の国庫事業に係る事業計画について

国庫交付金を活用した実施予定の事業計画一覧

単位：千円

区分	事業費 (千円)	
	国費	県費
強い農業づくり交付金（産地競争力の強化）	4,126,345	1,426,461
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	514,692	257,346
合計	4,641,037	1,683,807

平成27年度ハード事業の実施計画について

【担当課：果樹園芸課】

◆強い農業づくり交付金

※附帯事務費除く。

政策目標	事業名 (取組名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H27事業費 (千円)		備考
					国費	県費	
産地競争力の強化	強い農業づくり交付金 (集出荷貯蔵施設整備)	有田川町	J A ありだ	○柑橘選果場の選果機 非破壊糖酸センサーシステム (24条) 【新設】 非破壊糖酸センサーシステム (6条) ブルーライイン建屋 (2,604㎡)	2,592,000	716,116	【事業の概要】 選果場の再整備を行い、新規加入者の受け入れ体制を整え、共に変化する顧客ニーズに対応した出荷体制を確立し、産地競争力の強化を図る。
産地競争力の強化	強い農業づくり交付金 (生産技術高度化施設整備)	田辺市	農業生産法人 (株) 濱田農園	○レタス栽培施設 完全人工光型養液栽培施設 (1,576㎡)	989,496	458,100	【事業の概要】 完全人工光型養液栽培施設を導入し、レタスの周年生産を行うことにより、販路所得を向上させ、産地競争力の強化を図る。
合 計					3,581,496	1,174,216	0

◆強い農業づくり交付金【H26からの繰越分】

※附帯事務費除く。

政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H27事業費 (千円)		備考
					国費	県費	
産地競争力の強化	強い農業づくり交付金 (集出荷貯蔵施設整備)	有田川町	J A ありだ	○山椒集出荷貯蔵施設 集出荷場 (757㎡) 低温貯蔵庫 (6t×3室) 山椒選別機 (160kg/hr) 【H26繰越】	134,449	62,245	【事業の概要】 複数箇所に分散している集荷場を1箇所に集約し、格付け検査及び集出荷作業の効率化を図る。また、山椒選別機及び低温貯蔵庫を整備し、より単価の高い乾燥山椒の販売量及び販売期間を拡大することで、販売額の増加を図る。
産地競争力の強化	強い農業づくり交付金 (集出荷貯蔵施設整備)	田辺市	J A 紀南	○柑橘選果場の選果機 非破壊糖酸センサーシステム18条一式 【H26繰越】	410,400	190,000	【事業の概要】 高精度の糖酸センサー及び高性能外観計測カメラを導入し、温州みかんに加えて中晩柑のブランド品を創出し、農家所得及び産地競争力の強化を図る。
合 計					544,849	252,245	0

平成27年度ハード事業の実施計画について

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】

【担当課：果樹園芸課】

【継続地区】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	H27事業費 (千円)		備考	
					国費	県費		
農山漁村 の活性化	地域連携販売力 強化施設	かつらぎ 町	かつらぎ町	かつらぎ町交流施設整備 国道480号沿道(四郷) (H26年度) ○工事設計業務 1式 (H27年度予定) ○交流施設 3棟 957 m ² 床面積 5,300 m ² 外	453,784	226,892	0	<p>【事業の概要】 全体事業費：479,807千円(H26-H27) 年度別事業費内訳 H26年度 26,023千円 H27年度 453,784千円</p> <p>○交流施設の整備 国道480号沿道に交流施設を整備し、 他府県からの来町者への玄関口として、か つらぎ町の特色である柿をはじめとした農 産物や特産品などの販売、地域食材を活用 した食事の提供、農産物の体験加工等を行 い、道路通行者や観光客など、他地域から の交流人口の増加を促進することにより、 地域産物の販売額増加や新たな雇用機会確 保による地域の活性化を図る。</p>
農山漁村 の活性化	地域連携販売力 強化施設	かつらぎ 町	かつらぎ町	かつらぎ町交流施設整備 京奈和自動車道かつらぎ西PA内 (H25年度) ○工事設計業務 1式 (H26年度) ○交流施設 1棟 416 m ² 床面積 348 m ² 外	60,908	30,454	0	<p>【事業の概要】 全体事業費：103,633千円(H25-H26) 年度別事業費内訳 平成25年度 2,066千円 平成26年度 101,567千円 平成26年度実施分 40,659千円 平成27年度へ繰越分 60,908千円 完了：平成27年6月24日</p> <p>○交流施設の整備 京奈和自動車道かつらぎ西パーキングエ リア内に交流施設を整備し、かつらぎ町の 特色である柿をはじめとした農産物や特産 品などの販売、地域食材を活用した食事の 提供を行うとともに、地域産物の産地情 報の発信拠点として位置づけ、道路通行者や観光客 など、他地域からの交流人口の増加を促進 することにより、地域産物の販売額増加や 新たな雇用機会確保による地域の活性化を 図る。</p>
合	計				514,692	257,346	0	

「 参 考 资 料 」

ありだ農業協同組合 山椒集出荷貯蔵施設整備

強い農業づくり交付金（平成26年度繰越）

○所在地：有田川町大字三田924-1

○整備内容：山椒集出荷貯蔵施設3,458㎡ 山椒選別機2t/日



収穫前の山椒



集出荷施設全景



種取機と分別機



選別機と計量器



乾燥山椒の投入作業



種と分別された山椒



選別前の集荷状況



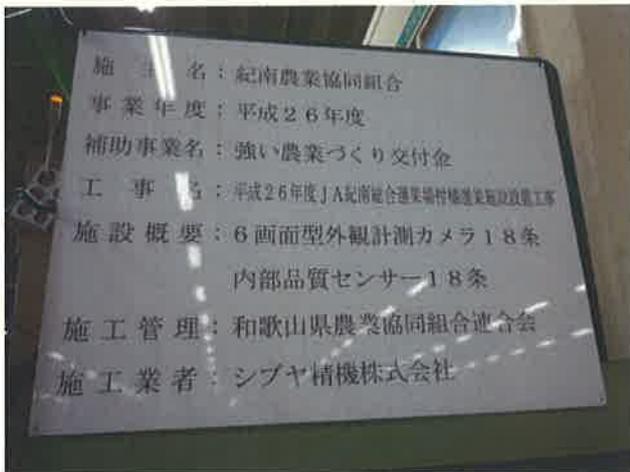
選別後の貯蔵状況

紀南農業協同組合 総合選果場の選果場整備

強い農業づくり交付金（平成26年度補正）

○所在地：田辺市下三栖 1475-11

○整備内容：非破壊糖酸センサー選果機（18条、150t/日）



○整備内容

【左】 内部品質センサー

【左下】 外観計測装置

【右上】 コンテナスケール

【右下】 情報処理設備



和歌山県農業農村振興委員会
農業及び農山村の振興に係る第三者部会について
(設置根拠及び目的)

○附属機関の設置等に関する条例

昭和 28 年 4 月 7 日 条例第 2 号

最終改正 平成 27 年 7 月 3 日 条例第 48 号

附属機関の設置等に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(昭 51 条例 38・一部改正)

(附属機関の設置)

第 2 条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。※他の附属機関は表から省略

附属機関の名称	担任する事務
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務

2 (略)

(執行機関への委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

(昭 50 条例 34・昭 51 条例 38・平 11 条例 33・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 27 年 9 月 1 日から適用する。但し、和歌山県自治紛争調停委員に関するものについては、昭和 28 年 4 月 1 日から適用する。

2～4 (略)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 3 日条例第 48 号)

○知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成 25 年 4 月 2 日 規則第 47 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日 規則第 17 号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

(目的)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例(昭和 28 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、別表第 1 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 附属機関は、条例第 2 条第 1 項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

(組織)

第 3 条 附属機関は、別表第 1 定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第 1 委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第 1 任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 別表第2 附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

- 2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1 所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1(第1条、第3条、第9条関係)

(平25規則55・平26規則34・平27規則17・一部改正)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県農業農村振興委員会	12人以内	学識経験を有する者	3年以内	農林水産部

別表第2(第7条関係)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県農業農村振興委員会	中山間地域等直接支払制度推進部会	県の特認基準の妥当性、市町村の対象農地の指定及び各地区の取組についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	多面的機能支払制度推進部会	当該年度の事業の執行状況及び各地区の取組についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	中山間ふるさと・水と土保全推進部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業実施に係る企画提案の評価・審査その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	農業及び農山村振興に係る第3者部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業地区別の各年度における成果についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 (略)

附 則(平成27年3月31日規則第17号)

強い農業づくり交付金実施要綱（抄）

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の合理化等、地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目 的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- 1 産地競争力の強化
- 2 食品流通の合理化

（略）

第9 指導推進等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

(1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

第1～第7 〔省略〕

第8 事後評価等

1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

- (1) 計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。
- (3) 農林水産大臣は、(2)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

2 事後評価後の措置

- (1) 1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。
- (2) 計画主体は、(1)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。
- (3)～(4) 〔省略〕

第9 交付金の適正な執行の確保

- 1 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

以下省略

経営体育成支援事業実施要綱

第1～第5 〔省略〕

第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 地方農政局長は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体又は都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講じることができる。

（略）

別記1 融資主体補助型経営体育成支援事業

第3 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度における支援計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価し、その達成状況を経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第1－10号）により都道府県知事に報告するものとする。
事業実施主体は、この報告に当たり、成果目標が達成されていない場合には、対象となる経営体ごとに、その理由及び地域への影響等を別紙様式第1－11号により整理してあわせて報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、支援計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、支援計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。
なお、都道府県知事は、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、事業実施主体

に事業を中止させるなど、適切な措置を講じるものとする。

ただし、天災その他自己の責に帰さない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講じるものとする。

- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあつては、4による地方農政局長からの報告（北海道にあつては2による報告）を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

「 現地調査資料 」

合同会社かつらぎ町あんぽ柿加工組合 あんぽ柿加工施設整備

市町村名	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町 伊都全域
事業名	強い農業づくり交付金(H24年度)
事業内容	あんぽ柿加工用備品等の整備 一式 (橋本市高野口町上中) ①柿皮むき機10台 ②あんぽ柿乾燥機9台 ③電気設備 ④間仕切りシート ⑤防塵塗装工事 (かつらぎ町妙寺) ①パッケージ室 ②あんぽ柿選果機2台 ③金属探知機2台 ④真空シール機1台 ⑤シール器10台 ⑥製函機1台 ⑦コンテナ洗浄機1台
事業費等	51,656千円 (国庫24,598千円、その他27,058千円)

○製造工程



加工工程作業



パッケージ工程作業状況



パッケージ作業中 あんぽ柿製品

【現地調査資料2】

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
平成25年度～27年度（かつらぎ町地区）

全体写真1



全体写真2



物販販売施設1



物販販売施設2



食材供給施設 1



食材供給施設 2



地域情報発信施設 1



地域情報発信施設 2



京奈和自動車道(紀北西道路)事業概要

【事業概要】

京奈和自動車道は、京都、奈良、和歌山の拠点都市を結び、近畿圏の環状道路を構成する延長約120kmの高規格幹線道路です。

京奈和間の移動時間を短縮することにより観光振興を支援すると共に地域の活性化に資する路線として期待されています。

紀北西道路は京奈和自動車道の一部を構成し阪和自動車道と接続する道路であり、高規格幹線道路網のネットワーク効果を高め、さらには、並行する国道24号等の交通事故減少や産業の支援など地域発展への寄与を目的とした道路です。

開通日時 : 平成27年9月12日(土)14:00

区 間 : 紀の川IC~岩出根来IC

延 長 : 5.7km

車 線 数 : 2車線



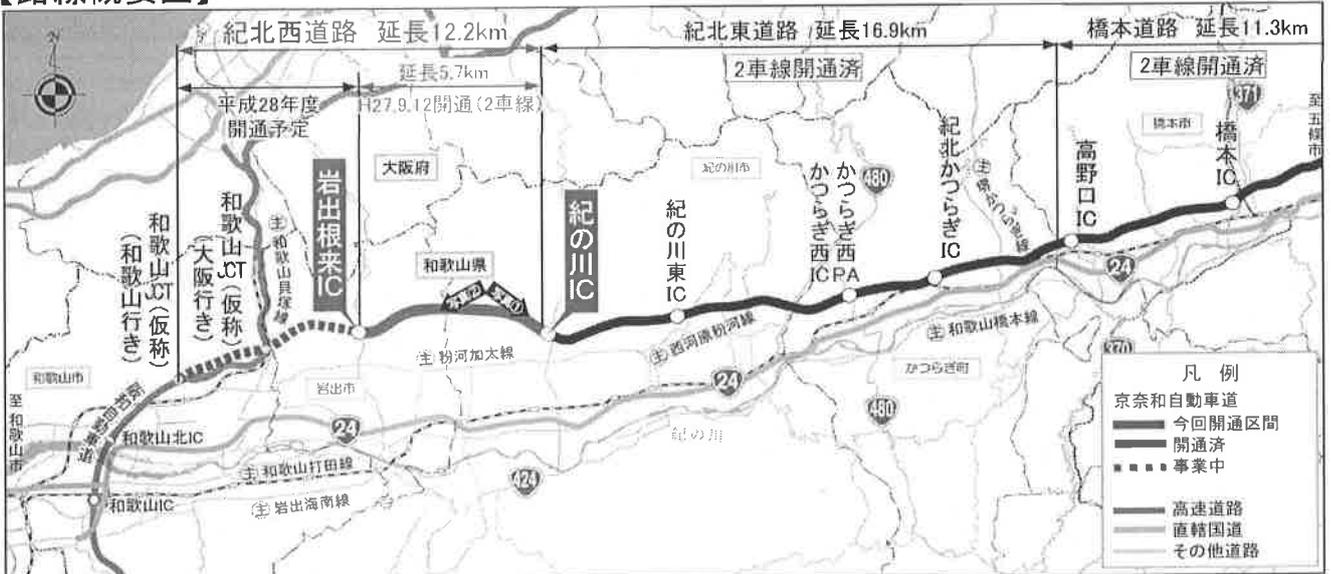
紀北西道路 紀の川市登尾 (奈良方面を望む)

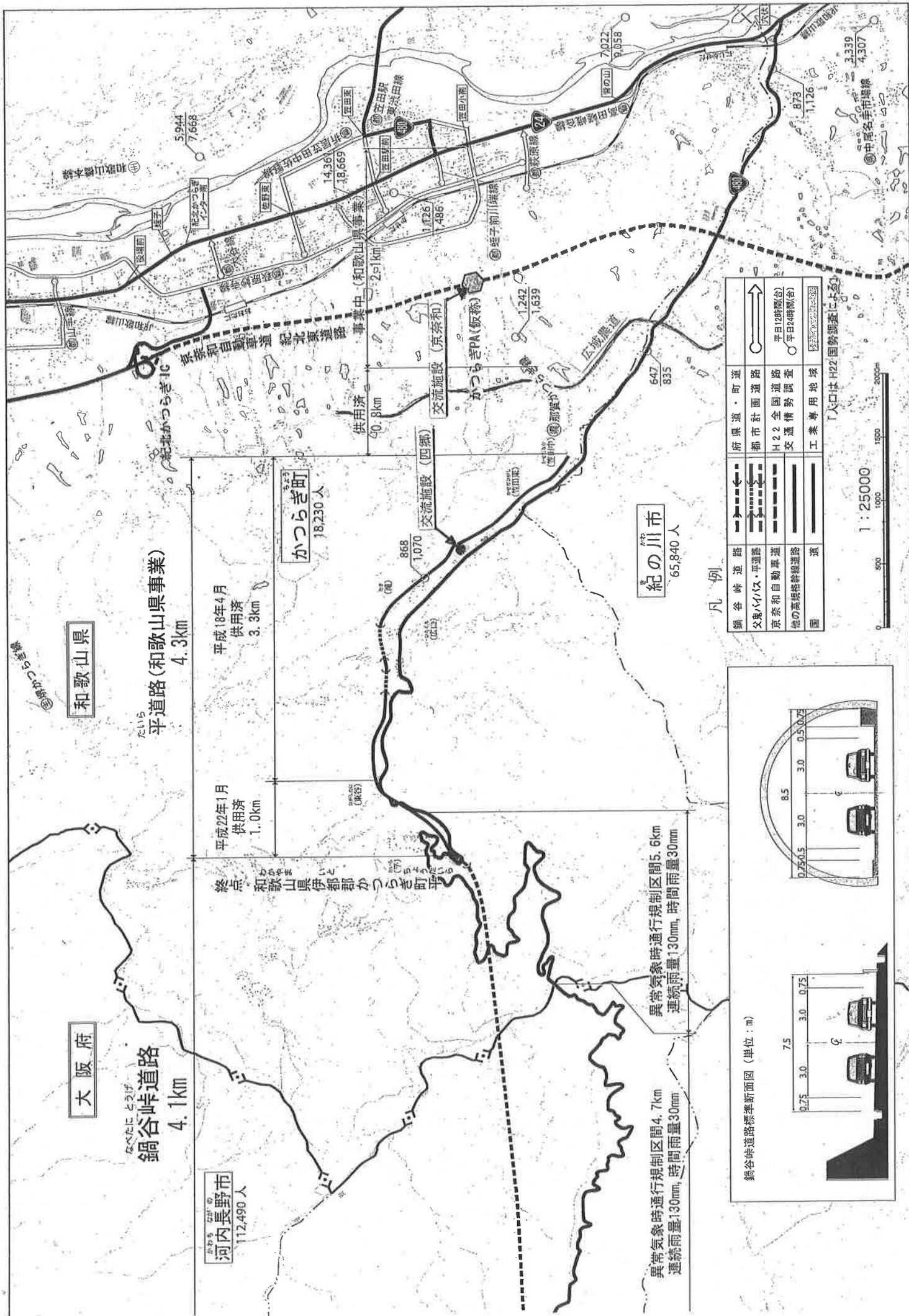


紀北西道路 紀の川市登尾 (和歌山方面を望む)



【路線概要図】





和歌山県

大阪府

平道路(和歌山県事業)
4.3km

鍋谷峠道路
4.1km

河内長野市
112,490人

かつらぎ町
18,230人

紀の川市
65,840人

平成22年1月
供用済
1.0km

平成18年4月
供用済
3.3km

終点 和歌山県伊都郡かつらぎ町平

異常気象時通行規制区間4.7km
連続雨量130mm, 時間雨量30mm

異常気象時通行規制区間5.6km
連続雨量130mm, 時間雨量30mm

凡例

	国道
	府県道
	市道
	府県道・市道 計画道路
	H22 全国道路 調査
	交通情勢調査
	工業専用地域

↑人口はH22国勢調査による

1 : 25000

